装管調第１４８８１号
令和４年９月１２日

長官官房審議官
調達事業部長　殿

調達管理部長
（公印省略）

中央調達に係る一般競争における１者応札案件に関する取扱いについて（通知）

標記について、装備品等及び役務の調達における１者応札又は１者応募に関する措置について（装管調第１４４７３号。令和４年９月５日。以下「長官通知」という。）第４項の規定に基づき、当面の間、別紙により実施することとしたので通知する。

添付書類：別紙
写送付先：大臣官房会計課長、防衛大学校総務部長、防衛医科大学校事務局経理部長、防衛研究所企画部長、統合幕僚監部総務部長、陸上幕僚監部監理部長、陸上幕僚監部装備計画部長、海上幕僚監部総務部長、海上幕僚監部装備計画部長、航空幕僚監部総務部長、航空幕僚監部装備計画部長、情報本部総務部長、防衛監察本部総務課長、各地方防衛局総務部長、長官官房会計官、長官官房監察監査・評価官
配布区分：調達管理部調達企画課長、調達管理部原価管理官、調達管理部企業調査官

別紙

中央調達に係る一般競争における１者応札案件に関する取扱い実施要領

１　目的

この要領は、一般競争における１者応札の改善等に取り組んでいるものの、連続して１者応札となっている案件について、より厳格な業態調査の実施により１者応札となった要因分析の精査を促すとともに、形式化した一般競争手続きを是正するため、要因分析を踏まえても再度、一般競争に付そうとする案件についてはその妥当性を評価することとし、もって、より一層の調達の適正化、行政事務の効率化、透明性等を考慮した随意契約を選択することにより、防衛生産・技術基盤の維持・強化に資する企業の投資意欲の促進及び価格の低減可能性の向上等に寄与することを目的とする。

２　用語の定義

この要領における用語の意義は、長官通知に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

⑴　物別官室長　調達事業部需品調達官、調達事業部武器調達官、調達事業部電子音響調達官、調達事業部艦船調達官、調達事業部航空機調達官及び調達事業部輸入調達官並びに調達事業部需品調達官付機械車両室長、調達事業部武器調達官付弾火薬室長、調達事業部電子音響調達官付通信電気室長、調達事業部電子音響調達官付電子計算機室長、調達事業部艦船調達官付誘導武器室長、調達事業部航空機調達官付航空機部品器材室長及び調達事業部航空機調達官付回転翼室長をいう。

⑵　政府調達　国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）の規定が適用される調達をいう。

３　適用範囲

この要領は、一般競争に付したものの、結果として、過去３か年度（調達がなかった年度は除く。以下同じ。）以上連続して１者応札となっている中央調達に適用するものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除くことができる。

⑴　過去に複数者応札があった案件

⑵　調達実施訓令別表に定められた次のアからエまでの調達

ア　大分類２６　タイヤ及びチューブ

イ　大分類８４　被服、個人装具及び記章

ウ　大分類８９　食料

エ　大分類９１　燃料、潤滑油、油脂及びワックス

⑶　継続した電子計算機、複写機等の借上

⑷　政府調達案件

⑸　その他、調達管理部調達企画課長（以下「調達企画課長」という。）が認めた案件

4　実施事項

⑴　物別官室長は、１者応札の要因分析に当たっては、より厳格な業態調査を実施するものとし、装備品等の導入、試作、量産化の経緯、契約履行に必要な知的財産権の有無及びその利用可能性等の情報収集に努めるものとする。

⑵　物別官室長は、１者応札の要因分析の結果、公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第１０７号。２７．１０．１）第１項第５号から第７号までの随意契約の類型に該当する案件については、速やかに当該契約方式に移行する。

⑶　物別官室長は、１者応札の要因分析の結果、前号の随意契約の類型に該当しない場合であって、当該類型に新たに追加することが適当と判断したときは、調達企画課長に通知するものとする。

⑷　物別官室長は、一般競争に付したものの、結果として過去３か年度以上連続して１者応札となっている案件を、再度一般競争に付そうとする場合は、その妥当性について検証した書類を添え、調達企画課長に協議するものとする。ただし、当該年度中に、同一の装備品等を調達する案件において、妥当性の検証結果が同一となった場合、協議を省略し、その検証結果を調達企画課長へ通知するものとする。

⑸　物別官室長は、前号の協議を経た上で一般競争に付したものの、結果として一者応札となった契約については、速やかにその要因分析及び今後の同一の装備品等に係る調達への対応の検討を実施し、改めて調達企画課長と協議するものとする。なお、前号の協議を経ず、既に入札を実施したもの及び公告を掲載しているものについても、１者応札となった契約については速やかに同様の措置をとるものとする。

5　１者応札適正化評価会議の設置

⑴　長官通知第３項の規定に基づき、防衛装備庁に１者応札適正化評価会議（以下「評価会議」という。）を置く。

⑵　評価会議の議長は、調達管理部長をもって充てる。

⑶　評価会議の組織及び運営については、付紙に定めるところによるものとする。

⑷　調達企画課長は、前項第４号又は第５号の協議があったときは、評価会議を経た上で、適切に処置するものとする。

6　その他

⑴　第３項の規定にかかわらず、公共調達の適正化を図るための措置について（装管調第１０７号。２７．１０．１）第１項第５号から第７号までの随意契約の類型に該当する案件については、速やかに当該契約方式に移行する。

⑵　この要領は、令和４年度の予算（令和３年度から繰り越された予算を含む。）による契約から適用する。

7　委任規定

この要領の実施に関し必要な細部事項は、調達企画課長が定める。

付紙

１者応札適正化評価会議設置要綱

（組織）

第１　１者応札適正化評価会議（以下「評価会議」という。）は、議長及び委員をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる職にある者及び議長が必要と認める者をもって充てる。

⑴　長官官房会計官

⑵　長官官房監察監査・評価官

⑶　調達管理部調達企画課長

⑷　調達管理部原価管理官

⑸　調達管理部企業調査官

⑹　物別官室長

⑺　調達管理部調達企画課連絡調整官（陸、海、空）

（評価会議の運営）

第２　議長は、評価会議を主宰する。

２　議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは、議長があらかじめ指名する委員が議長の職務を行う。

３　関係する物別官室長は、評価事項に関する資料等を準備の上、説明を行うものとする。この場合において、説明員を帯同することができる。

（評価会議の評価事項）

第３　評価会議は、次に掲げる事項について評価する。

⑴　１者応札となった要因分析の結果と改善に向けて講じてきた措置

⑵　業態調査の実施状況及び結果（過去に実施した業態調査に比べて強化した調査事項の評価を含む。）

⑶　透明性等を考慮した随意契約への移行等の検討状況

⑷　一般競争に当たり新たに講ずる措置

⑸　前号の評価を踏まえ一般競争入札に付したものの、結果として１者応札となった契約についての要因分析の結果と改善に向けて講ずる措置又は前号の評価を経ず一般競争入札に付したものの、１者応札となった契約についての要因分析の結果と改善に向けて講ずる措置

⑹　前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

（庶務）

第４　評価会議の庶務は、調達管理部調達企画課において行う。

（雑則）

第５　この要綱に定めるもののほか、評価会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。